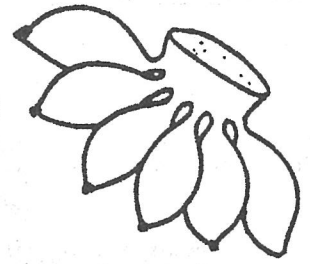


『沖縄県NPOプラザ』

バナナ通信



※この通信は、沖縄県NPOプラザが発行しています。

「沖縄県NPOプラザからのお知らせ」

昨年度のプラザ担当者から引き継ぎ、新しいメンバーでの再開となりました。普段は主運営機関のNPO法人調査隊おきなわの一柳と、県非常勤下地が駐在しておりますので、よろしくお願ひします。

プラザ通信も一からです。日々の皆様のアドバイスを取り入れながら、整えていきたいと思っています。未熟な創刊号から、成長していくのを毎月、楽しみながらお読み下さい。

また、プラザでは、「NPO法人のやらないといけないこと講座」と題しまして、NPO法人の義務、やるべきことを網羅した講座を月一回のペースで、予定しています。

この通信を活用しつつ、いろいろな情報を提供していきます。

沖縄県内のNPO法人数

152法人

- ◆ 7～8月に認証された特定非営利活動法人
 - アメラジアンスクール・イン・オキナワ
 - 高齢者・障がい者
自立生活サポートセンター
 - すこやかネット
 - しまづくりネット
 - 亜熱帯バイオマス利用研究センター

◆NPOプラザはこんなことをしています！！

①NPO活動のサポート

- ・NPO法人設立や運営などに関する各種相談 アドバイザーがご相談に応じます。(要予約)
- ・NPO法に基づく申請、報告の指導 ・NPO活動に関する講座の開催(毎月1回を予定)

②NPOの活動・交流の拠点づくり

- ・ミーティングスペースやパソコン、コピー機の利用 会議や作業にどうぞ。

③NPOに関する情報の収集・提供

- ・NPOについて知りたいひとへ NPOに関する本や資料、NPO団体が発行するニュースレターを閲覧できます。
- ・NPOに関する情報の収集や発信 NPOの活動に関する問い合わせへの対応やNPOに対する情報の提供をします。

NPO 道場 ～ PART 1 ～

【このコーナーは、NPO法人設立後の運営をスムーズに行えるように、様々な情報を提供していきます。】

●今回のテーマは「事業報告書」についてです。

NPO法人には、毎年の活動に関して情報公開が義務づけられています。NPO法第28条では、毎事業年度初めの三か月以内に事業報告書等を作成し、3年間は主たる事務所で公開することとされています。また、第29条ではその事業報告書等を所轄庁へ提出しなければならないと定められています。この「事業報告書等」は、①事業報告書②財産目録③貸借対照表④収支計算書⑤役員名簿⑥社員のうち10人以上の者の名簿の6種類です。

書類を事務所に置いておかなかつたり、所轄庁への提出がなかなかつたり、うその記載をしていると三十万円以下の過料(NPO法第49条第4項・第5号)になります。

事業報告書は期限内に提出しましょう！！

企業の社会貢献 PART1

NPO 法人調査隊おきなわ 安次富日奈子

自分のレシートで、街の笑顔を増やすことが出来たら！

「ちょっと、いい事をしたような気分」を、毎月、感じてみませんか？



単なるレシートが、「幸せの黄色いレシートに変身」。

イオングループ全店で、毎月 11 日、発行される黄色いレシートをあらかじめ選定されたボランティア 10 団体の中から、応援してみたい団体の BOX に入れるだけで、寄付したことになっちゃうのです。

半年後、各団体の BOX に入っているレシートの合計金額 1%をイオンが、支持団体へ還元するという仕組み。

今回は、その活動を展開している琉球ジャスコ株式会社の社会貢献担当の「玉津博清」さんをインタビューして来ました。

「エコロジー・ローカル/環境と地域還元」というテーマで、毎月 11 日を「イオンデー」とし、全社員、各店舗の地域周辺を掃除することが、イオンの社会貢献の一つ。そんな活動を続けていくうちに、「ボランティアを仕事」としている人に出会い、「もっと活動を続けてほしい、そんな方々の手助け何ができるか。地域と共に具体的に何ができるか？」と考えた時にこの仕組みが誕生した。

黄色いレシート対象になる団体は、半年毎に入れ変わる。直接募集はしてないが、県内のNPO支援機関から、「テーマ」に沿った団体情報をもらい、選定。団体側から直接、問い合わせがあれば、検討対象になる。選定の基準はいくつかあるが、重要な事は、「『テーマ』に合っているか」と「団体の信頼」。それは、お客様がレシートに託した『気持ち』を、「自信を持って、ちゃんと届けたい」というイオンの想い。

社会貢献担当になって、初めて集計したある団体から「小さな団体にも関わらず、たくさんの皆様から応援頂きありがとうございます」と手紙が届いた事が一番印象に残っている出来事だと笑顔で話す。

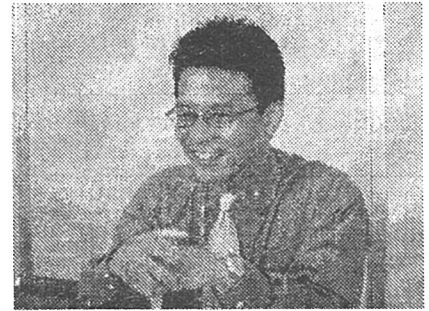
活動資金が出来ることは、「NPO」にとっては、幸せなこと。それを企業や市民から受けるためにも、「NPO 自身」が一団体として、『信頼や活動の継続』が必要なのだ。もちろん、行政や企業と協働で行うためにも。玉津さんに、出会って、改めて実感しました。

毎月 11 日は、どのくらい BOX に入っているか、気になる玉津さんから、最後に一言。

「黄色いレシートの投函をお願いします。レジの前の『不要なレシート入れ』ではなく、団体紹介記載の BOX へ」。

9 月から半年間は、「子供育成」をテーマにした 10 団体。ちょっとした事で、何かの役に立てる！街の笑顔の手助けが出来る。

そんな夢の詰った黄色いレシートを投函下さい。 <http://www.r-jusco.co.jp/eco/index.html> (詳しくは琉球ジャスコ HP まで)



イベント箱

県ボラセン☆PREAENTS NPOを知るシリーズ

さまざまな分野や市民活動をしている方をゲストに迎えます。

今月は、「子育て情報ういずの久場由紀子さん」です。

日時 : 毎月 3 木曜日、9 月 16 日 10~12 時

場所 : 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター(沖縄県総合福祉センター東棟 2 階)

問い合わせ : 098 - 887 - 2000

那覇市 NPO 活動支援センター 問い合わせ 098 - 861 - 5024

NPO にまったく知らなくても、気軽に参加できる「入門講座」。途中参加も大丈夫。

毎週水曜日、午後 6 時半から 8 時半

『第 3 週』9 月 15 日 (水)「会計超入門~その 2~」

『第 4 週』9 月 22 日 (水)「ワークショップ体験~その 2~」

『第 5 週』9 月 29 日 (水)「NPO 入門」

※このコーナーでは、県内の市民活動情報を紹介して行きます。また、皆様からのイベント・講座・募集などの情報も掲載していきたいと思っておりますので、沖縄県 NPO プラザまでお知らせ下さい。

NPO法人のやらないといけないこと講座

「ゼイキン関係のやらないといけないこと」 その1

「苦勞して書類も揃えてやっと法人化できた、あとは活動を頑張るぞ」と思っている、実は法人化してからもたくさんの「やらないといけないこと」があります。この講座では、そのうちの一つ「納税」にスポットをあて、普段の運営の中での税務や会計をどうすれば良いのかまで含めて、じっくりお教えいたします。

NPO 法人には、「情報公開」「納税」という2つの大きな義務があります。これらの義務をどのように果たしていくのか、まず何から手を付ければ良いのかを、实际的に学べるのが「NPO 法人のやらないといけないこと講座」です。講座はこれから月1回のペースで開催します。NPO 法人の義務、やるべきことを網羅した内容です。ぜひ継続してご参加ください。

特に設立したばかりの法人の方・これから法人を設立しようとしている方は、ぜひご参加ください。

日時：9月6日(月) 18:00~20:00

講師：大城眞徳税理士事務所 安座間 宏先生

定員：20名 / 参加費：無料

対象：NPO法人・法人格の取得を考えているNPOで、実際に経理・会計の事務を行っている方
(税務・会計を学ぶ必要のある市民活動団体の参加も可能です)

場所：宜野湾市人材育成交流センター めぶぎ (琉大北口の近くです)

参加希望の方は、下の参加申込書にご記入の上、9月3日までに沖縄県NPOプラザ(下記参照)へ、
来所・FAX・電子メール・郵送のいずれかにてお申し込みください。

沖縄県NPOプラザ 〒900-0034 那覇市東町1-1 県那覇東町会館3階 (開館：月~金 9時~19時)
TEL: 098-941-3113 FAX: 098-941-3114 E-mail: npo-plaza@tontonme.ne.jp

参加申込書 (9月6日「ゼイキン関係のやらないといけないこと」その1)

法人名	当日の参加者	連絡先 (電話番号またはメールアドレス)
特に教えてほしいこと、わからないこと		

当日ご参加の方へ

当日の連絡先

問い合わせなどは、沖縄県NPO プラザ (098-941-3113) までお願い致します。

なお、**17時以降は070-6104-9970**までおかけください。

会場への行き方

車の場合

330号線を長田交差点で中城向けに曲がり、後は琉球大学を目指して下さい。
 高速道路沿いの道に出て、杏屋（オレンジの看板）のそばで坂を下りながら分かれる道があります。
 その坂を下って、公務員住宅を右側に見ながらやや細い道を進み、少し不安になった頃に振り返ると、
 クリーム色の2階建ての建物があります。ここが「めぶき」です。
 駐車場は12台程度ですが、満車の場合近くの広場に停められます。当日お問い合わせください。

バスの場合

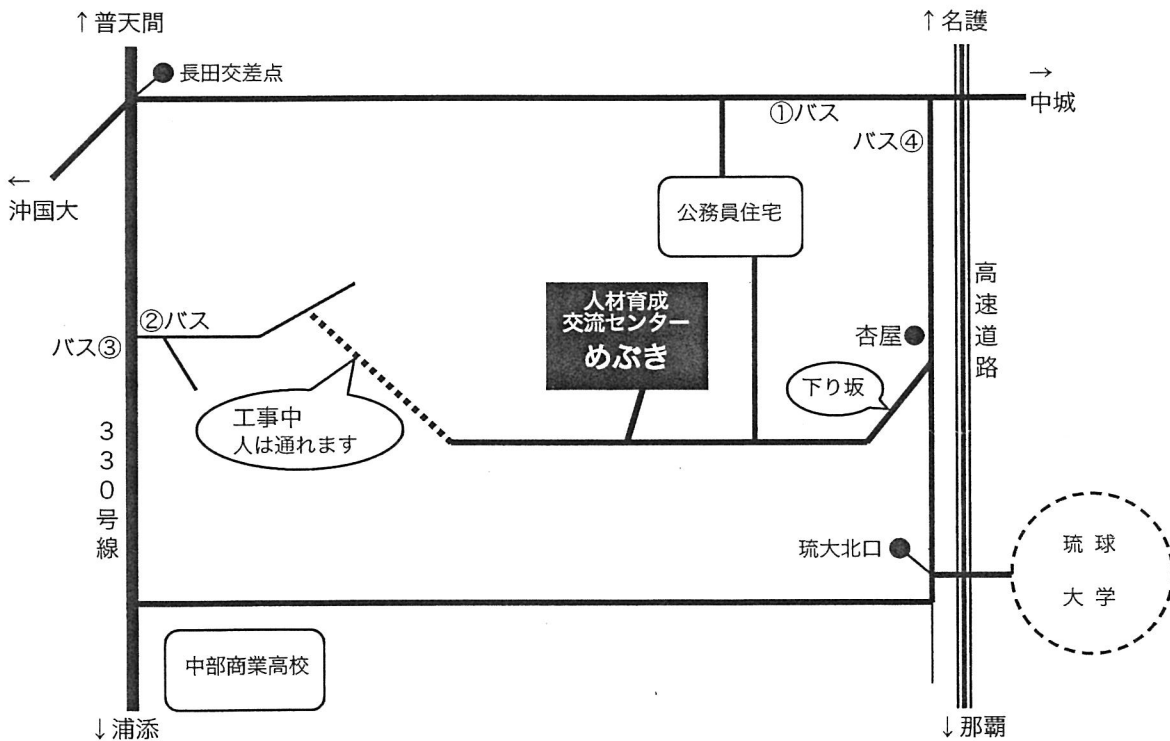
・那覇からは

- ①「志真志住宅前」下車 徒歩5分 ●98・298番（バイパス経由）●97番（首里・坂田交差点経由）
 ※97番ご利用の方は、お帰りは④「志真志ハイツ入口」から乗車となります。
- ②「志真志」下車徒歩7分 ●25番（首里・石嶺経由） ●27・52・227番（58号線経由）
 ●88・90・288・290番（バイパス経由）

・中部方面からは

- ③「志真志」下車徒歩7分 ●27・227番（与勝・安慶名・赤道 方面より）
 ●52・61番（与勝・北中城 方面より）
 ●90・290番（具志川・知花 方面より）

●建物の2階が会場となります。右側にある建物外の階段で2階へ上がって下さい。



お帰りの際の バス時刻表

バス停	①志真志団地前		②志真志（那覇向け）		
	バイパス	首里	58号線		バイパス
系統番号	98	25	27 (227)	52	90 (288/290)
20時	02.	50.	10. ★23. 26. 45. 47.	07.33.59.	☆01. 13. ★25. 41. 54.
21時	02.	40.	02. 09. 28. 23. 37. 44. 58.	-	09. 21. 36.
			★は227番 新都心・おもろまち駅行		☆は288番 新都心・おもろまち駅行 ★は290番 新都心・おもろまち駅行

バス停	③志真志（中部方面向け）				④志真志ハイツ入口
	赤道・安慶名・与勝	北中城・高原・与勝	知花・栄野比	伊佐・コンパシオン	坂田・首里
系統番号	27 (227)	52	90 (290)	288	97
20時	04. 07. 22. 42. 46. 52	29. 57.	14. 24. 47.	10.	07. 32. 57
21時	07. 10. 33. 42. 48.	27	14. 34	14.	17. 37.

¥ ¥ ¥ 助成金情報 ¥ ¥ ¥

自分達に合った助成金を探して、活動を盛り上げよう！

第5回「花王・みんなの森づくり活動助成」

対象 : 概に緑を守り育てる活動（森づくりの活動）に取り組んでいる団体。
金額 : 「プロジェクト助成」 1団体あたり100万円を上限 20～30件
: 「スタートアップ助成」 1団体あたり初年度30万円（3年間で総額100万円）5件程度
締め切り : 2004年11月1日
備考 : 既に緑を守り育てる活動（森づくりの活動）に取り組んでいる団体を対象とした「プロジェクト助成」と、これから上記の活動に取り組もうとする団体設立後1年未満の、森づくりの活動に取り組んでいる団体を対象とした「スタートアップ」助成の2部門。
問い合わせ : 〒102-0083
東京都千代田区麹町1-6 相互麹町第二ビル8F 財団法人都市緑化基金
TEL 03-5275-2291 URL: www.urban-green.or.jp

平成17年度「長寿・子育て・障害者基金」

助成元 : 独立行政法人福祉医療機構
金額 : 特別分助成 500万円を限度 地方分助成 200万円を限度
締め切り : 2004年10月31日
備考 : 「長寿社会福祉基金」、「高齢者・障害者福祉基金」、「子育て支援基金」、「障害者スポーツ支援基金」の4種類の区分があります。それぞれ、「特別分」と「地方分」がありますが「長寿社会福祉基金」のみ、「特別分」のみの募集となります。「特別分」は独創性や先駆性があるもの、「地方分」は主として都道府県内・政令指定都市の域内におけるきめ細かなサービスを提供する事業を支援します。このほか、事業実施体制の整っている全国規模の法人を対象とした「一般分」の区分もあります。法人格の有無を問わず応募できます。
問い合わせ : 〒105-8486
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 秀和神谷町ビル9階 独立行政法人 福祉医療機構 基金事業部振興課
TEL 03-3438-9946 FAX 03-3438-0218
URL <http://www.wam.go.jp/wam/>

平成17年度那覇市地域福祉基金補助団体募集

助成元 : 那覇市
対象 : 那覇市内に活動拠点があり、社会福祉活動の実績が1年以上ある、会則等を具備している団体。（ボランティア団体、NPO法人、自治会等も含む）
容 : 地域の特性を活かした在宅福祉の向上、健康・生きがいづくり、民間活動の活発化等の広域的な事業とし、老人福祉、児童福祉、障害者福祉、三世代交流事業、保険事業等、福祉の向上に役立つ事業が対象。ただし、国や県からの補助を受けている事業は除く。
金額 : 1事業あたり交付限度額は100万円
締め切り : 2004年9月30日
問い合わせ : 那覇市役所5階 健康福祉部 福祉政策課（担当:佐久本）
TEL 098-862-9002 FAX 098-862-0383 E-mail 24104keik@neo.city.naha.okinawa.jp

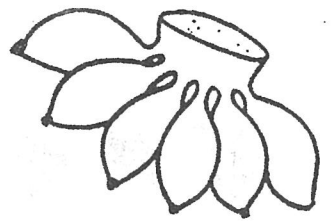
*通信の助成金情報は、インターネットやプラザへの送付物から選出して、記載しています。ご存知かと思いますが、上記以外にも、NPOに関する様々な情報が下記のNPOポータルサイトにあります。NPOプラザには、ネットに接続されたパソコンもありますので、活動を盛り上げるツールとしてご活用下さい。

■NPO・市民活動を支えるニュース&情報サイト <http://www.npoweb.jp/>

■日本NPOセンター <http://www.jnpoc.ne.jp/>

只今、助成金をGET出来た法人のコメントを募集しています。また、頂いた助成金応募へのアドバイス等がありましたら、この通信に掲載していきたいので、沖縄県NPOプラザまで情報をお寄せ下さい。

はじめまして！ バナナ通信です。



プラザにお越しの方はご存知でしょうが、NPO プラザ職員の名札や名刺には島バナナ（沖縄県産のバナナ）の写真が入っています。そして、この通信の名前も「バナナ通信」です。どうしてバナナなのでしょう。

バナナは、1本だけではなく必ず房で実ります。NPO プラザも、バナナのように NPO を房で結びつけるような存在・場でありたい。そういう思いをバナナに現しました。（だから、くだもので「沖縄の NPO 支援施設」を現すと県産の島バナナになるのです。）

もう一つ、実は私けっこう朝寝坊で、朝食は簡単ですぐに食べられる物でよく済ませています。そんな時バナナは大活躍。気軽に皮をむいてすぐに食べられて美味しい、しかも栄養価も高く消化も良いのです。

そして NPO プラザやこの「バナナ通信」が、利用者の方にバナナのように便利で気軽な美味しい存在であるように、常に前向きに動いて行きたいと思っています。これからもよろしくお祈りします！（一柳亮太）

NPOに関する Q&A



Q. 法人設立に関する資料は、どこに行けば貰えるのか？また、本島遠方地域、離島の場合どのすればよいのか？

A. 法人設立の手引きという資料を、沖縄県NPOプラザと県庁生活企画・交通安全課で配布しております。北部地域・宮古・八重山に関しましては、北部合同庁舎、宮古支庁、八重山支庁にて配布しております。その他の地域については郵送も行っておりますのでお問い合わせ下さい。

- 沖縄県NPOプラザ TEL098-941-3113
- 県庁生活企画・交通安全課 TEL098-866-2187
- 北部合同庁舎（行政情報コーナー北部閲覧室） TEL0980-54-0663
- 宮古支庁（宮古行政情報コーナー） TEL0980-72-2551
- 八重山支庁（八重山支庁） TEL0980-82-3040

沖縄県NPOプラザ

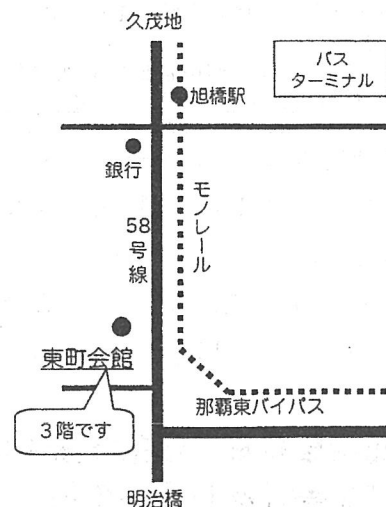
〒900-0034

沖縄県那覇市東町 1-1 県那覇東町会館 3 階

TEL : 098-941-3113

FAX : 098-941-3114

E-mail : npo-plaza@tontonme.ne.jp



- ・モノレール旭橋駅から徒歩2分
- ・那覇バスターミナルから徒歩4分
- ・バイク・自転車は駐輪場がございます。
- ・プラザ専用の駐車場はありません。
- ・なるべく公共の乗り物をご利用ください